

事 務 連 絡  
令和 4 年 3 月 29 日

文部科学省研究振興局  
ライフサイエンス課 御中

環境省自然環境局総務課  
動物愛護管理室

動物の愛護及び管理に関する法律に基づく動物虐待等に関する事案への  
厳正な対処に関する通知について

標記について、別添の地方公共団体動物愛護管理部局宛の通知を参考送付いたします。令和 2 年 6 月 1 日から施行された動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 39 号）により、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）における愛護動物虐待罪等の罰則が強化されたことや獣医師による通報の努力義務が義務化されたこと等を踏まえ、関係団体への周知について、特段の御協力をお願いいたします。

(参考)

動物虐待等に関する対応ガイドライン（令和4年3月）

[https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2\\_data/pamph/r0403a.html](https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/r0403a.html)

(別添)

- ・動物の愛護及び管理に関する法律に基づく動物虐待等に関する事案への厳正な対処について（地方公共団体動物愛護管理部局宛通知）
- ・別紙1 動物愛護管理法における動物虐待等に関する罰則等について
- ・別紙2 動物虐待等に関する対応ガイドライン（概要）

**【問合せ先】**

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室

田口 本光、坂本 万純

電話：03-5521-8331 FAX：03-3508-9278

Mail：MOTOMITSU\_TAGUCHI@env. go. jp

MASUMI\_SAKAMOTO@env. go. jp